

春らんまん ベっぷ しあわせエール券

40万冊(紙:20万冊 / 電子:20万セット)

第7弾

★プレミアム率★

50%

★商品券発行総額★

30億円

取扱店

募集!

物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、個人消費の下支えによる地域経済の活性化を図ることを目的に、地域限定の「春らんまん  ベっぷ しあわせエール券」(以下「エール券」といいます。)を発行するにあたり、

別府市内の取扱店を広く募集します。

申込期間 令和8年 **1月29日(木)～2月13日(金)**

申込後、別府市プレミアム付商品券実行委員会(以下「実行委員会」といいます)が審査をし、承認した事業所を取扱店として登録します。

※上記期間を過ぎても令和8年7月24日(金)までは申込を受け付けますが登録まで時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

登録資格

裏面の登録資格を有し、紙及び電子エール券のいずれも取扱いのできる者

申込方法

■ インターネットで申込

下記「エール券特設サイト」から申し込んでください。

■ 専用用紙で申込

実行委員会事務局(別府商工会議所内)に「エール券取扱店申込書兼誓約書」を提出してください。なお、申込用紙は「エール券特設サイト」よりダウンロードするか、実行委員会事務局までお問合せください。

(受付時間: 午前9時～午後5時まで ※但し、土日祝日は除く)

※複数店舗がある場合は、店舗ごとに申込をお願いします。

費用

登録料、換金事務手数料等の費用はかかりません。
電子エール券対応に伴う追加設備は不要です。

利用期間 換金方法等

エール券特設サイトまたはエール券事業規約にてご確認ください。

別府市に限り
お申込みください



エール券
特設サイトは
こちらから

お問合せ

実行委員会事務局
(別府商工会議所内)



0977-25-3311

【エール券特設サイト URL】 <https://beppu-yell-2026.jp>

春らんまん  ベっぷ しあわせエール券

取扱店向け

説明会

事前予約
不要



前回と操作方法が違いますので、ぜひご参加ください。

日時

令和8年 2月3日(火)、4日(水)

① 午前10時～正午 ② 午後2時～午後4時

1日2回開催 上記の内、ご都合の良い日時にご参加ください。

場所

別府商工会議所 3階会議室(別府市中央町7-8)

※お車でお越しの際は、亀の井ホテル有料駐車場をご利用ください。駐車券をお渡しします。



オンライン(ライブ配信)でのご参加をご希望の場合は、特設サイトから
接続をお願いします。 ※当日の資料は特設サイトから事前にダウンロードしてください。



エール券事業規約(抜粋)

〈登録資格〉

別府市内に店舗等を有している事業者とし、第4条に定める紙エール券、電子エール券のいずれの方式も取扱いができ、事前登録をした店舗等に限りエール券を使用できるものとする。なお、複数の店舗等がある場合は、店舗等毎に取扱店登録を行わなければならない。また、次に該当する事業者は登録できないものとする。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～5号、第5項～第10項、第13項2号に規定する営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 第4条の利用範囲の利用対象にならないものに記載されている取引及び商品のみを取扱う事業者
- ④ 別府市暴力団排除条例(平成23年別府市条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条に規定する暴力団関係者が関与する事業者
- ⑤ 諸法令に抵触する事業者
- ⑥ 実行委員会にて不適正と認めた事業者

〈利用範囲〉

エール券は、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とする。但し、紙エール券の場合、額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。また、エール券の1件あたり利用上限額は、30万円とする。また、次のような場合には利用対象にならないものとする。

- ① 現金との換金及びこれに類する行為(エール券との交換や売買、金融機関への預け入れ等)
- ② 換金性の高いもの(ビール券、図書カード、切手、官製ハガキ、プリペイドカード、印紙など)の購入
- ③ 国や地方公共団体等への支払い(税金(自動車税・自動車重量税等含む)・電気・都市ガス・水道料金等の公共料金)
- ④ エール券を担保に供し、または質入れすること
- ⑤ 事業の用に供する支払い(商品の仕入れ等)
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～8号、第5項又は第11項に規定する営業に対する支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い
- ⑧ エール券の使用が法令に反するものへの支払い(たばこ等)
- ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ⑫ その他、実行委員会並びに取扱店が特に指定するもの(電子タバコ並びにその関連機器等)